

富士宮市のスポーツ施設使用料表

○市民体育館使用料

■ 団体使用料

区 分			1時間当たりの使用料(円)	
			圏域内使用者	左記以外の者
第一体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	1/3面	630	1,260
		2/3面	1,260	2,520
		全 面	1,890	3,780
	その他に使用する場合	1/3面	3,150	6,300
		2/3面	6,300	12,600
		全 面	9,450	18,900
第二体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	全 面	420	840
	その他に使用する場合	全 面	2,100	4,200
武道場	アマチュアスポーツに使用する場合	1/2面	210	420
		全 面	420	840
	その他に使用する場合	1/2面	1,050	2,100
		全 面	2,100	4,200
弓道場	アマチュアスポーツに使用する場合	全 面	420	840
	その他に使用する場合	全 面	2,100	4,200
会議室	1/2面	70	140	
	全 面	140	290	

- この使用料は、入場料等を徴しない場合のものである。
- 入場料等を徴する場合の使用料は、当該使用料に3を乗じて得た額とする。
- 中学生以下の者の使用料は、当該使用料の2分の1の額とする。ただし、満3歳未満の者の使用料は、無料とする。
- 準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。

■ 個人使用料

区 分		1回当たりの使用料(円)	
		圏域内使用者	左記以外の者
体育館(トレーニング室を除く)		100	210
トレーニング室		310	630

- 1回当たりの使用料は、委員会が定める体育器具使用料等を含むものとする。
- 個人使用の1回とは、委員会が指定する時間とする。

※圏域内使用者とは、富士宮市、富士市、若しくは芝川町に居住する者又は同市町内の事業所等に勤務する者をいう。

■ 体育器具等使用料

体育器具等の名称	単位	1時間当たりの使用料(円)
体操全種目用具	1式	940
床ロイターシステム	1組	310
あん馬	1組	50
つり輪	1組	50
跳馬	1組	50
平行棒	1組	100
段違い平行棒	1組	100
鉄棒	1組	100
平均台	1組	100
トランポリン	1組	50
ウレタンマット	1枚	10
バスケットボール用具	1組	100
バレーボール用具	1組	50
ハンドボール用具	1組	50
バドミントン用具	1組	30
バドミントンイベント用コート	1面	150
卓球用具	1組	20
軟式庭球用具	1組	50
柔道畳 (1組98畳。ただし、常設の状態で使用する場合を除く。)	1組	310
電光得点表示盤	1式	150
弓道電光判定表示盤(6人用)	1式	50
第一体育室放送器具	1式	310
移動用放送器具	1式	50
椅子(ターポリンシートを含む)	1脚	5 (ただし、100脚以下の使用の場合は無料)
移動ステージ	1台	50
上記以外の体育器具等	市長が定める額	

- 中学生以下の者の使用料は、当該使用料の2分の1の額とする。ただし、満3歳未満の者の使用料は無料とする。
- 特別な電気設備を使用するときは、別に電気使用料相当額を徴する。

○スポーツ広場使用料

■ 施設使用料

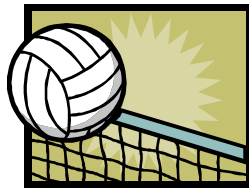
区	分	1時間当たりの使用料(円)	
		圏域内使用者	左記以外の者
上井出スポーツ広場	全 面	150	300
	1/2面	70	150
外神スポーツ広場	全 面	310	630
	1/2面	150	310
	1/4面	75	150
物見山スポーツ広場	全 面	150	300
山宮ふじざくら球技場	全 面	500	1,000
	1/2面	250	500
静岡県ソフトボール場	全 面	1,900	3,800

■ 附帯設備使用料

区	分	1時間当たりの使用料(円)	
		圏域内使用者	左記以外の者
外神スポーツ広場	放送設備	120	240
山宮ふじざくら球技場	放送設備	120	240
静岡県ソフトボール場	放送設備	120	240
	スコアボード	450	900
	会議室	40	80

○市民テニスコート

区	分	1時間当たりの使用料(円)	
		圏域内使用者	左記以外の者
コート1面		310	630
夜間照明施設1面		310	630
放送施設1回		940	1,890



1. 使用のための準備及び原状回復のための時間は、使用料に含む。
2. 使用者が入場料を徴収する場合の使用料は、当該使用料の10割を加算する。

○市民プール

使	用	区	分	使用料(円)
専用で使用する場合	屋内プール	25mプール	1コース1時間	2,730
		子供プール	1時間	1,360
専用で使用しない場合	個人使用	当日券1回につき	大 人	420
			小 人	210
		回数券12枚綴り	大 人	4,200
			小 人	2,100
	団体使用	30人以上 (1回につき) 団体の人数に個人使用の使用料(当日券による使用料)を乗じ、その額に100分の80を乗じて得た額		

1. この使用料は、入場料等を徴しない場合のものである。
2. 入場料等を徴する場合の使用料は、当該使用料に3を乗じ得た額とする。
3. 大人とは、一般社会人並びに大学及び高等学校(これらに準ずる学校を含む)の学生又は生徒をいい、小人とは、これらの者以外の者をいう。
4. 準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
5. 特別な電気設備を使用するときは、別に電気使用料相当額を徴する。

■ 照明施設使用料

区	分	1時間当たりの使用料(円)	
		圏域内使用者	左記以外の者
上井出スポーツ広場	全 灯	3,000	6,000
	半 灯	1,500	3,000
山宮ふじざくら球技場	全 灯	6,000	12,000
	半 灯	3,000	6,000
	サッカー	5,600	11,200
静岡県ソフトボール場	全 灯	7,800	15,600
	半 灯	3,900	7,800

1. 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。
2. 入場料等を徴する場合の使用料は、当該施設使用料に2を乗じて得た額とする。
3. 準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
4. 特別な電気設備を使用するときは、別に電気使用料相当額を徴する。

